

乳幼児健診が市町村中心となっ た場合の対策と保健所の役割

伊藤 玲子

要約：母子保健の実施主体の問題が浮上して久しく、市町村における認識はまちまちであるが、保健所と市町村の目的分担の明確化と、健診システムの充実、受皿として大切である。当保健所は、昭和60年に、これまでの大曲保健所（1市7町2村、人口118,571人）と、旧角館保健所（3町1村、人口50,672人）を支所として合流し、14市町村を管轄するR₃型の保健所である。表題に対し3か年計画をたて、3年目として前年に続き、1）市町村母子健康相談システムの検討、2）保健所の二次スクリーニング及び「子ども養育相談室」の開設、3）健診協力医との懇談会開催のほか、4）母子保健事業の市町村主体に対するアンケート調査を実施した。

市町村母子健康相談システム、子ども養育相談室、健診医懇談会、アンケート調査

研究方法：1）昭和61年母子健康相談システム案¹⁾を作成し、62、63年は保健婦及び事務担当者の意見交換の場を設けるほか、保健婦業務研究会、年度末の市町村事業計画ヒアリング等において具体的検討を実施した。

2）小児科医を囑託としての保健所乳幼児クリニック（月2回）を、本所は55年から、支所は58年から二次スクリーニングの場としているが、そのうち1回を、親をささえる相談の場として、「子ども養育相談室」とし、当保健所、福祉事務所、中央児童相談所の共同で、実施要項を作成し、市町村の理解を得て、62年11月から7名を限度に申し込み方式で実施。

3）健診医懇談会は、例年と同じく、大曲市及

び仙北郡両医師会との共同で、今年は3歳児健診を中心に実施した。

4）母子保健事業の市町村主体に対するアンケート調査は、特に乳幼児健診を中心に別紙1の項目について、保健婦に対し調査した。

結果：1）健康相談システムについての市町村との話し合いから

特に乳幼児健診についての具体的な事項から主なる5項目についてのべる。

① 保健所と市町村の役割分担について

市町村は個々の家庭への具体的サービスを、保健所はセンターの役割を持ち、市町村事業（健診）の円滑化に努力することとし、殊に保健所の役割として大切である事後管理は、別紙2に

・秋田県大曲保健所

(Omagari Health Center, Akita pref.)

示すシステムで実施を試みている。

② 乳幼児健診の適期と対象児について

一昨年来、行政的に定められている健診について、乳児は3～4か月を基本対象児とし、6～7か月、9～10か月を追跡月齢に、幼児は1歳6～7か月、3歳3～4か月児を基本とし、受診率は基本年月齢で計算することとして話し合い、対象数と町村の実情で別紙3の如き方法が提案され、63年は調整期間とした。その結果、乳児は1町を除き、ほぼ同じラインに近くなり1歳6か月児は、1歳6～8か月の中に全市町村が揃い、3歳児は、前半実施5町村、後半が4市町、前半～後半が5町村という状況である。

③ 健診後のまとめ（集計表）について

別紙4の如き集計表を作成し、本年は市町村健診に参加した保健所保健婦が、カンファレンスの場において記入し保健所で月毎に集計し、市町村へのフィードバックと、年度末の県への報告の市町村事務量の軽減の試みとして実施したが、加えて集計も正確かつ迅速となる事より継続が期待されている。

④ 管理台帳について

14市町村の健診、訪問、予防接種等の管理台帳を検討した結果、行政的に定められている事業について、同じ様式をとるの当所の考えに賛同を得、今年市町村で活用している台帳とも合わせ使用上の検討を行い、12月の話し合いの結果、別紙5の様式を作成した。来年度より希望市町村において試行の予定である。

2) 子ども養育相談室の開設状況

前述の如く、62年11月から1年4か月を経たが開設16回で127名（延154名）来所している。申し込みは毎回定員7名をオーバーで選定に苦慮したが、相談者は0歳29名、1～6歳67名、7～15歳29名、16歳以上2名である。

この子ども達が、相談室を利用するに至ったきっかけは、市町村の健診結果（49.4%）が主であるが、医療機関からの紹介、保育所、教育機関、福祉事務所等を経て来室している。

相談結果は、特に問題なし12.9%、指導助言38.0%、経過観察43.6%、他機関紹介55%で、共に参加している関係者との連携は得られているが、経過観察児が多くなっていくことの解決が問題点となっている。

3) 健診医懇談会

3回目の今年は健診医31名のうち26名の出席を得て、昨年と同様に前述の如く医師会との共催で、3歳児健診のチェックポイント、保育指導の実際と、あわせて乳幼児健診に関連した、保健所と市町村の連携を話し合った。

4) 市町村保健婦へのアンケート調査から

今年度の14市町村との話し合いの通知と共に前述のアンケートを保健婦に依頼した。その主な点を列記すると次の如くである。

① 母子保健事業の主体が市町村に移行するやもという情報は、すべての市町村が2～4年前に聞いており、情報源として職場や知人、公衆衛生や看護関係の雑誌等で得ている。そして、8市町村がお互いの格差拡大、健診方法、スタッフ不足等も含め、今後の乳幼児健診に対し、どうなるのか漠然とした心配をしており、6町村が国や県の指導に期待している。

② 市町村主体となった場合の希望事項の主なものとして次のような事項があげられている。

(i) 老人保健事業のような具体的指導

(ii) 保健所との役割を明確に

(iii) 保健婦の健診へのかかわりの明確化

(iv) 健診スタッフの不足に対する配慮

(v) 保健所の二次スクリーニング及び情報センターの役割の定着

考察：母子保健事業の実施主体に対する最近の

示すシステムで実施を試みている。

② 乳幼児健診の適期と対象児について

一昨年来、行政的に定められている健診について、乳児は3～4か月を基本対象児とし、6～7か月、9～10か月を追跡月齢に、幼児は1歳6～7か月、3歳3～4か月児を基本とし、受診率は基本年月齢で計算することとして話し合い、対象数と町村の実情で別紙3の如き方法が提案され、63年は調整期間とした。その結果、乳児は1町を除き、ほぼ同じラインに近くなり1歳6か月児は、1歳6～8か月の中に全市町村が揃い、3歳児は、前半実施5町村、後半が4市町、前半～後半が5町村という状況である。

③ 健診後のまとめ（集計表）について

別紙4の如き集計表を作成し、本年は市町村健診に参加した保健所保健婦が、カンファレンスの場において記入し保健所で月毎に集計し、市町村へのフィードバックと、年度末の県への報告の市町村事務量の軽減の試みとして実施したが、加えて集計も正確かつ迅速となる事より継続が期待されている。

④ 管理台帳について

14市町村の健診、訪問、予防接種等の管理台帳を検討した結果、行政的に定められている事業について、同じ様式をとるの当所の考えに賛同を得、今年市町村で活用している台帳とも合わせ使用上の検討を行い、12月の話し合いの結果、別紙5の様式を作成した。来年度より希望市町村において試行の予定である。

2) 子ども養育相談室の開設状況

前述の如く、62年11月から1年4か月を経たが開設16回で127名（延154名）来所している。申し込みは毎回定員7名をオーバーで選定に苦慮したが、相談者は0歳29名、1～6歳67名、7～15歳29名、16歳以上2名である。

この子ども達が、相談室を利用するに至ったきっかけは、市町村の健診結果（49.4%）が主であるが、医療機関からの紹介、保育所、教育機関、福祉事務所等を経て来室している。

相談結果は、特に問題なし12.9%、指導助言38.0%、経過観察43.6%、他機関紹介55%で、共に参加している関係者との連携は得られているが、経過観察児が多くなっていくことの解決が問題点となっている。

3) 健診医懇談会

3回目の今年は健診医31名のうち26名の出席を得て、昨年と同様に前述の如く医師会との共催で、3歳児健診のチェックポイント、保育指導の実際と、あわせて乳幼児健診に関連した、保健所と市町村の連携を話し合った。

4) 市町村保健婦へのアンケート調査から

今年度の14市町村との話し合いの通知と共に前述のアンケートを保健婦に依頼した。その主な点を列記すると次の如くである。

① 母子保健事業の主体が市町村に移行するやもという情報は、すべての市町村が2～4年前に聞いており、情報源として職場や知人、公衆衛生や看護関係の雑誌等で得ている。そして、8市町村がお互いの格差拡大、健診方法、スタッフ不足等も含め、今後の乳幼児健診に対し、どうなるのか漠然とした心配をしており、6町村が国や県の指導に期待している。

② 市町村主体となった場合の希望事項の主なものとして次のような事項があげられている。

- (i) 老人保健事業のような具体的指導
- (ii) 保健所との役割を明確に
- (iii) 保健婦の健診へのかわりの明確化
- (iv) 健診スタッフの不足に対する配慮
- (v) 保健所の二次スクリーニング及び情報センターの役割の定着

考察：母子保健事業の実施主体に対する最近の

情勢に対し、アンケートにもみられるように、国や県への期待の中で、レベルダウンやマンパワーの不足を心配している。市町村保健婦業務の50～70%が老人保健事業²⁾の中で、老人保健法と母子保健法との対比で考える事は尤もな事で、さきに平山氏らの地域母子保健サービスの充実に関する研究³⁾で、母子保健法を改正するとすればとしての現場の意見にも共通する点が所々にみられた。

地域の実情や特性を重んじて進められてきている母子保健法の乳幼児健診は、本県の場合、市町村の具体的な事は、その多くの部分が保健婦にゆだねられた状態で今日に至っている。

この3か年、母子健康相談システムについての保健所案を中心に、特に健康診査に関連して市町村との話し合いの出来る機会を得た事はお互いにとり幸いな機会と思われる。

その結果、保健所はセンター的役割を、市町村は個々の具体的保健サービスの充実をという考え方で合意が得られた。そして、乳幼児健診が市町村中心となる場合の保健所側の受皿づくりとして、①市町村乳幼児健診協力医師の意志統一の場づくり、②保健所での二次スクリーニング及びその充実として福祉関係、中央児童相談所の連携による「子ども養育相談室」の設置を行うことが出来た。

一方、市町村での乳幼児健診の問題として、①対象児の把握（月齢、年齢）、②健診後のまとめ、③管理台帳の3点に絞って、話し合いをしてきた結果、考え方には合意が得られたが、実施に至るまでには移行期間がそれぞれに必要な事も理解された。

この3か年の話し合いを通して感じられる事は、市町村の地域の実状を尊重する自由な健診事業の推進の中で、環境の変化や学問の進歩を

踏まえ、お互いにこれでよいのかという不安と一方では中枢機関の設定とその指導力への期待を持ちながら実施している状況が伺われた。

また保健所として、特に保健婦が従来からの公衆衛生全般の業務をかかえ、かつ訪問を主とする地区担当制により、専門性としての市町村への指導力に欠けていた事も否めない状況である。当所の受皿づくりの所内体制として、一昨年より保健婦業務を、業務分担制とし（本所10市町村）、母子保健担当を3名の保健婦で試行している（詳細省略）。切り替えによりお互いに切磋琢磨し、市町村にもよい刺激を与えているように思われるが、保健業務の約40%の内容について、さらに検討していきたい。

本年10月、本県では昭和37年以来の「妊産婦・新生児・乳幼児健康相談票」の大改訂を、平成2年4月より活用を目指して「秋田県乳幼児健診対策委員会」が発足した。相談票にあわせ、健診後のまとめ、管理台帳等も関連づけるべく当所の検討資料を提出する機会を得ることとなった。3か年の研究班への参加により、当所の試みが市町村乳幼児健診に何らかのよい影響となり得れば幸いである。

1) 伊藤玲子：乳幼児健診が市町村中心になった場合の対策と保健所の役割

「母子保健システムの充実に関する研究」昭和61年度研究報告書 1987

2) 同：同上 昭和62年度研究報告書

3) 平山宗弘、他：地域母子保健サービスの充実に関する研究、総括報告書、

昭和60年度研究報告書 1986

地域母子保健サービス体制、乳幼児健診についてのアンケート調査

保健婦さんに回答をお願いします。以下の質問について該当する番号に○印をつけて下さい。(ダブル回答で結構です)

1. 母子保健の事業主体が市町村に移行する(母子保健法の改正)かもしれないといった情報を聞いたことがありますか。

(1) ① ある ② ない

(2) (1)で「①ある」と答えた人のみお答え下さい

① その情報を聞いたのはいつ頃ですか

イ () 年前 ロ 時期不明

② 情報源はどこからですか

イ 新聞 ロ 看護学雑誌 ハ その他 ニ 公衆衛生関係誌 ホ その他()

③ その時、どんなことを感じましたか

イ 自分の市町村ではどうなるか心配 ロ 国や県から指示があると思うので別に心配していない

ハ 別に感じない ニ その他()

2. 乳幼児健診を医療機関で行うことに対して、どう思いますか

(1) ① よいと思う ② よいと思わない

(2) (1)で②に○印をつけた人のみ、その理由についてお答え下さい

イ 現在の健診以上のことは望めない ロ 地域の実情把握の点で問題がある ハ 現在の集団健診と併用がよい

ニ 地域に適当な医療機関がない ホ その他()

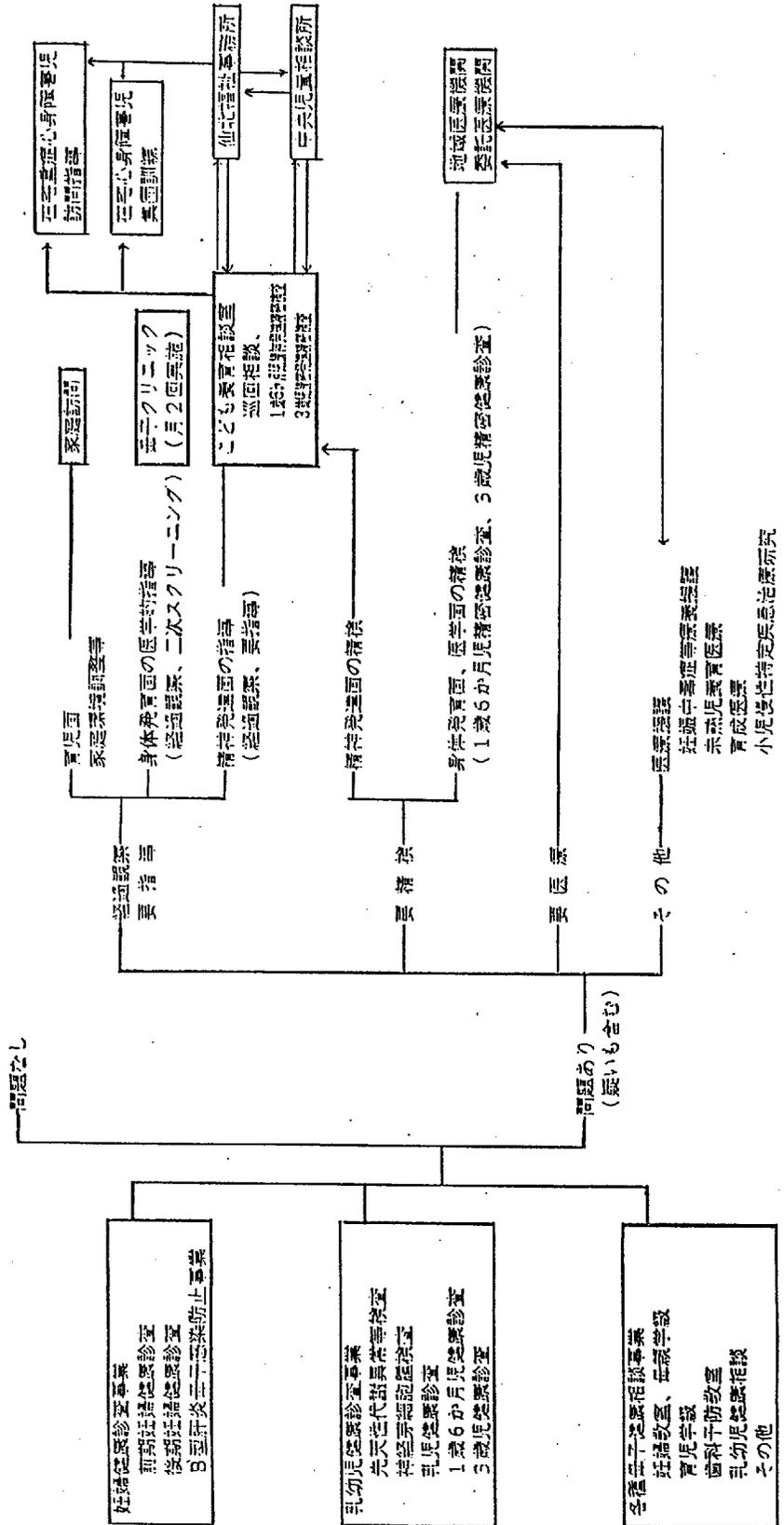
母子保健事後指導システム

昭63. 秋田県大曲保健所

市町村

保健所

医療機関 専門機関



乳幼児健康診査実施について（案）

- 1 乳幼児健康診査の実施回数は市町村の実情に応じ、年12回、年6回、年4回とする。
- 2 乳幼児健康診査の月齢は実施回数により幅があるが、基本の月齢は次のとおりとする。
 - ・乳児健康診査 満3か月～4か月
 - ・1歳6か月児健康診査 満1歳6か月～1歳7か月
 - ・3歳児健康診査 満3歳3か月～3歳4か月
- 3 2の健康診査の未受診者は期間外対象者として取り扱う。
- 4 2の健康診査の基本の月齢の他に満6～7か月、満9～10か月の児を対象にフォローとして乳児相談、乳児健康診査等を行なう。
- 5 2の健康診査で発見された要管理児は
 - ・フォロー健康診査
 - ・保健婦等による発達相談、乳児相談
 - ・保健婦等の家庭訪問
 - ・保健所『こども養育相談』、『母子クリニック』等て対応する。
- 6 乳幼児健康診査サイクル（例）

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

乳児健診 (3～4か月)	年4回	第1期 1～3月生	第2期 (4～6)	第3期 (7～9)	第4期 (10～12)	第1期	第2期
-----------------	-----	--------------	--------------	--------------	----------------	-----	-----

年6回	第1期 (1・2)	第2期 (3・4)	第3期 (5・6)	第4期 (7・8)	第5期 (9・10)	第6期 (11・12)	第1期	第2期	第3期
-----	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	----------------	-----	-----	-----

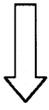
1歳6か月児健診 (1歳6～7か月)	年4回	第4期	第1期 1～3月生	第2期 (4～6)	第3期 (7～9)	第4期 (10～12)	第1期
-----------------------	-----	-----	--------------	--------------	--------------	----------------	-----

年6回	第6期	第1期 (1・2)	第2期 (3・4)	第3期 (5・6)	第4期 (7・8)	第5期 (9・10)	第6期 (11・12)	第1期
-----	-----	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	----------------	-----

3歳児健診 (3歳3～4か月)	年4回	第1期 1～3月生	第2期 (4～6)	第3期 (7～9)	第4期 (10～12)	第1期	第2期
--------------------	-----	--------------	--------------	--------------	----------------	-----	-----

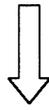
年6回	第1期 (1・2)	第2期 (3・4)	第3期 (5・6)	第4期 (7・8)	第5期 (9・10)	第6期 (11・12)	第1期	第2期	第3期
-----	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	----------------	-----	-----	-----

秋田県大曲保健所



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:母子保健の実施主体の問題が浮上して久しく、市町村における認識はまちまちであるが、保健所と市町村の目的分担の明確化と、健診システムの充実、受皿として大切である。当保健所は、昭和60年に、これまでの大曲保健所(1市7町2村、人口118,571人)と、旧角館保健所(3町1村、人口50,672人)を支所として合流し、14市町村を管轄するR3型の保健所である。表題に対し3か年計画をたて、3年目として前年に続き、1)市町村母子健康相談システムの検討、2)保健所の二次スクリーニング及び「子ども養育相談室」の開設、3)健診協力医との懇談会開催のほか、4)母子保健事業の市町村主体に対するアンケート調査を実施した。